

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月24日

秋田地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 三 浦 恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月 7日から 令和 7年11月14日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年11月19日 午前10時00分 秋田地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年12月 9日 午後 1時00分 秋田地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 7年11月20日 午前 8時30分から 令和 7年11月20日 午後 5時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月24日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	13,766,000 11,012,800	一括	2,753,200	88,407	非課税
1	3,777,000				
2	9,989,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 秋田市茨島六丁目 |
| | 地 番 | 130番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 324.75平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市茨島六丁目 130番地7 |
| | 家屋 番号 | 130番7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 55.48平方メートル
2階 48.02平方メートル |

入札時の注意点

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）

秋田地方裁判所執行官室 ☎ 018-824-1514

物 件 明 細 書

令和 7年 9月18日

秋田地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 大 高 広 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 秋田市茨島六丁目 |
| | 地 番 | 130番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 324.75平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市茨島六丁目 130番地7 |
| | 家屋 番号 | 130番7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 55.48平方メートル
2階 48.02平方メートル |

令和 7年(ケ)第 23号
令和 7年 6月25日受理
令和 7年 7月25日提出



現況調査報告書

秋田地方裁判所

執行官 関 知 満

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 秋田市茨島六丁目 |
| | 地 番 | 130番7 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 324.75平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市茨島六丁目 130番地7 |
| | 家屋番号 | 130番7 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 55.48平方メートル
2階 48.02平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	秋田市茨島六丁目19-33		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅（空き家） として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	簡易工作物（いずれも従物）がある。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 （ 2 枚目）

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 所有者の義父	1 この家には私の娘が6月下旬まで住んでいました。 2 物件が売却されるのに備えて、数日前に家財道具を運び出しました。 3 ただし、大型冷蔵庫だけは運び出せず、家の中に残っています。 4 敷地内にある物置は私の手作りです。物置の中にまだ物が残っていますが、いずれ運び出す予定です。

(執行官の意見用)

執行官の意見
1 本件物件の状況は、土地建物位置図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。 2 建物は、大型冷蔵庫が残ったまま空き家の状態である。敷地内の工作物（物置）の中に残されている動産類について、所有者の義父は搬出する予定である旨を述べた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 7月 3日 (木) 16:05 - 16:15	秋田地方法務局	近隣土地の登記事項要約書を公用で取得
7年 7月10日 (木) 8:55 - 9:05	物件所在地	占有調査、外観写真撮影
7年 7月18日 (金) 13:15 - 14:05	物件所在地	立入調査、所有者の義父から聴取、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

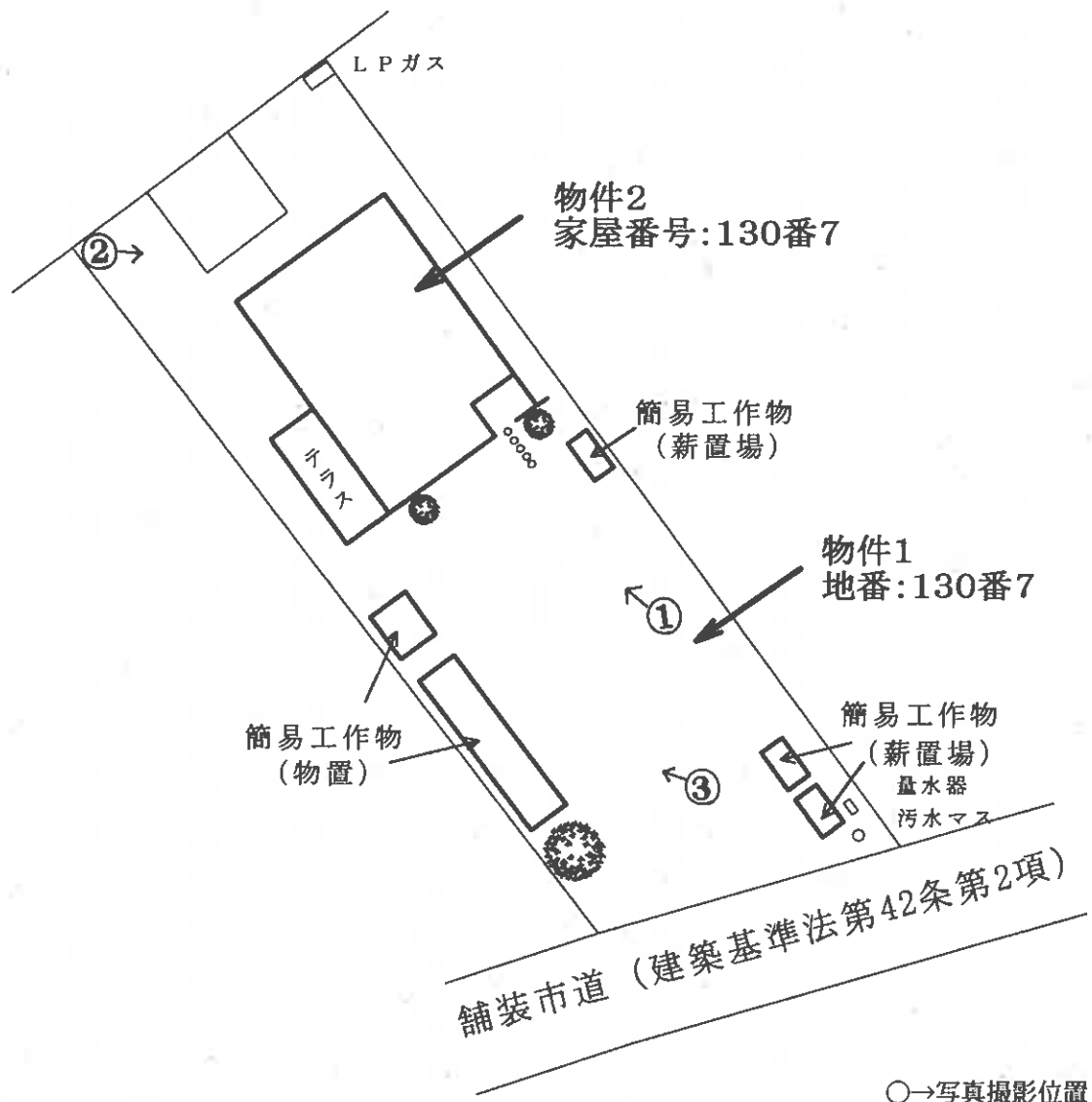
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

物件1・2土地建物位置関係図

令和7年(ケ)第23号

秋田市茨島六丁目130番7

家屋番号:130番7



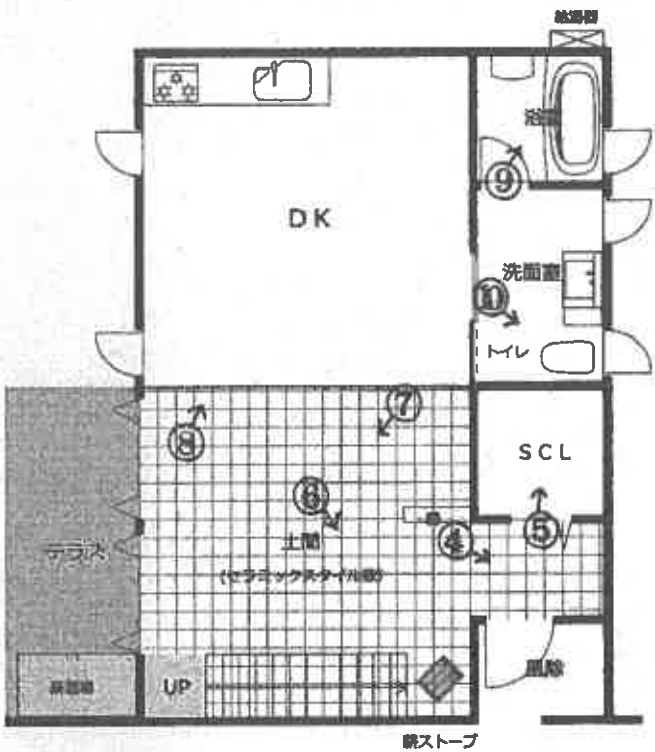
物件2建物間取図

令和7年(ケ)第23号

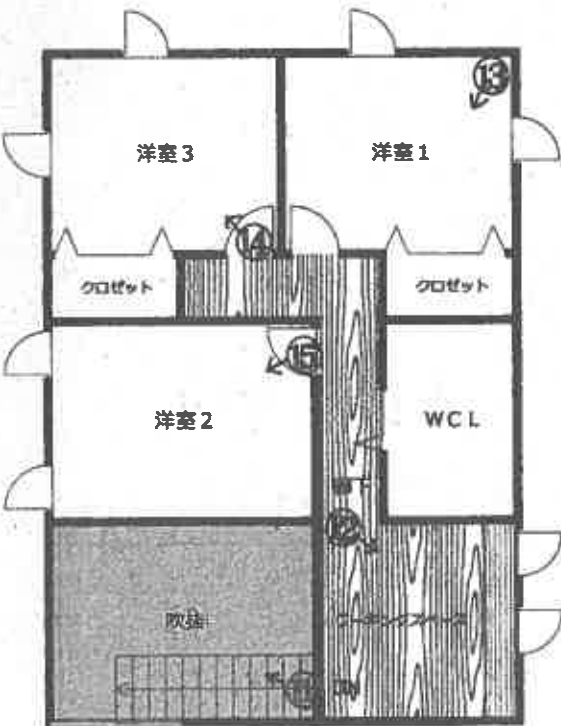
秋田市茨島六丁目130番地7

家屋番号:130番7

1 階



2 階



○→写真撮影位置・方向



(6 枚目)

縮尺:1/100

①



物件2

簡易工作物(薪置場)

②



③



簡易工作物(物置)

④



⑤



⑥



(8 枚目)

⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮



令和7年（ケ）第23号
令和7年7月18日現地調査
令和7年7月31日評価



秋田地方裁判所
民事第2部 御中

評 価 書

評価人 堀 範 子

第1 評価額

一 括 価 額	
金 13,766,000円	
内 訳 価 額	
物件1(土地)	金 3,777,000円
物件2(建物)	金 9,989,000円

- 1 一括価格は、物件1並びに2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	秋田市茨島六丁目 130番7 宅地 324.75m ²	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	秋田市茨島六丁目130番地7 130番7 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 55.48m ² 2階 48.02m ² 延 103.50m ²	同左
番号	特 記 事 項		
1・2	ない		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通 (道路距離)	・ J R 羽越本線「羽後牛島」駅の南西方約 1.7kmに位置する。 ・ バス停「秋田大橋」まで徒歩約 7 分である。 同バス停より「秋田駅西口」まで乗車約23分である。 ・ バス停「秋田大橋」 約500m ・ 市立旭南小学校 約2.4km ・ 市立山王中学校 約3.5km ・ 秋田市役所 約3.6km ・ 秋田銀行卸町支店 約650m ・ イオンタウン茨島 約600m (ATM設置) ・ ジェイマルエー茨島店 約500m ・ 市立秋田総合病院 約2.9km	
付 近 の 状 況	市城南西部に位置する、一般住宅の中に空地が見られる既成住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第2種中高層住居専用地域 60% 200% なし 建築基準法第22条区域
画 地 の 状 況 (画地条件)	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	324.75㎡ 台形 約11.0m・約30.0～33.0m 平坦 ない

接面道路の状況等	南東側：幅員約4m舗装市道(建築基準法第42条第2項・セツトバック済み)に等高に接面する。	
土地の利用状況 及び 隣地の状況等	・物件1土地は、物件2建物の敷地として使用されている。 ・物件2建物については、物件1土地全体に法定地上権が及ぶ。 ・建物の配置は、附属資料「土地建物位置関係図」参照。 ・隣地の状況は以下のとおりである。 北東側：一般住宅 南東側：市道を介して一般住宅 南西側：一般住宅 北西側：一般住宅	
供給処理施設 (基本的には敷地内 への引き込みの有無 を基準としている)	上水道 都市ガス 下水道	あり…南東側市道に公設管あり あり…南東側市道に埋設管あり あり…南東側市道に公設管あり
特記事項	・現地調査の範囲内においては、土壤汚染をうかがわせる事実 は認められなかった。土地の全部事項証明書によれば、昭和44 年9月に分筆される以前の地目は畑、その後、昭和50年9月及 び平成21年撮影の航空写真では住宅の敷地である。 ・都市ガスは前面市道に本管の埋設があり、宅地内の引き込み もあるが、建物への接続はない。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ・土砂災害警戒区域等の指定はない。 ・ハザードマップ(水害)によると、0.5m以上～3.0m未満 である。 ・ハザードマップ(津波災害警戒区域)によると、3.0m以上 ～5.0m未満である。 ・内水浸水想定区域…地図未作成 ・立地適正化計画…都市機能誘導区域外、居住誘導区域外 ・宅地造成工事等規制区域	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 (登 記 記 載) 経 過 年 数 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	平成23年11月21日新築 約14年 約20年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 天 井 内 壁 床 設 備 そ の 他	木造2階建 合金メッキ鋼板ぶき ガルバリウム鋼板／スギ板 ビニールクロス ビニールクロス／スギ板 フローリング／ビニールシート 電気・給排水衛生設備ほか 1階土間に薪ストーブ設置、吹抜に煙突
床面積（現況）	1階 55.48㎡ 2階 48.02㎡ 延 103.50㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居 宅 3DK+WCL（附属資料「間取図」参照） 1階 DK、洗面所、浴室、トイレ等 2階 洋室3、WCL、ワーキングスペース
品 等	普通	
保守管理の状況	・約1ヶ月間、空家である。 ・保守管理の状態は普通である。	
建物の利用状況	所有者が住居（空家）として占有している。	
特 記 事 項	・注文住宅であり、デザイン性がある。 ・2階洋室1と洋室3の壁紙は子供部屋仕様である。 ・電気・給排水衛生設備は稼働可である。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	29,900	0.95	324.75	0.90	8,302,000

※総額(円)については、千円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

標準画地は、北側で幅員約4m舗装市道に接面する地積150㎡程度の長方形の中間画地。

地価公示標準地 秋田-31

地価公示 標準地価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$$29,900\text{円/㎡} \times 102/100 \times 100/102 \times 100/100 = 29,900\text{円/㎡}$$

（上三桁未満四捨五入）

時 点 修 正：令和6年7月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：南西向 + 2% (1.02)

地 域 格 差：街路条件 系統・連続性 ± 0% (1.00)
 交通・接近条件 最寄り駅への接近性 ± 0% (1.00)
 環境条件 利便性・快適性 ± 0% (1.00) } (1.00)

イ 個 別 格 差：画地条件 地積過大 - 5% (0.95)
 奥行長大 - 3% (0.97)
 南東向 + 3% (1.03) } (0.95)

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮し、建付減価率を10%と判定した。

(2)建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	180,000	103.50	0.61	11,364,000

ア 再 調 達 原 価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積等：建物は登記数量による。

ウ 現 価 率

耐用年数に基づく方法(定額法)と観察減価法を併用し、現価率を61%と査定した。

$$\{1 - (1 - R) \times n / N\} \times (1 \pm q) = 0.61 \times 1.00 = 0.61$$

R	: 残価率5%
n	: 経過年数約14年
N	: 経済的全耐用年数約34年
q	: 観察減価率0%

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	8,302,000	0.35	法定地上権	2,906,000

イ 土地利用権等割合：物件1の物件2に対する土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	8,302,000	-2,906,000		1.00	0.70	3,777,000
2	11,364,000	+2,906,000	1.00	1.00	0.70	9,989,000
一括価格（合計）						13,766,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

《指標とした地価公示標準地価格》

秋田-31	
所 在 ・ 地 番 「住居表示」	秋田市茨島6丁目138番6 「茨島6-19-4」
価 格	29,900円/㎡
位 置	J R羽越本線「羽後牛島」駅 約1.8km
価 格 時 点	令和6年7月1日
地 積	142㎡
供 給 処 理 施 設	水道、ガス、下水
接 面 道 路	南西側幅員4m舗装市道
用 途 指 定 等	市街化区域 第2種中高層住居専用地域（建蔽率60%・容積率200%）
地 域 の 概 要	一般住宅の中に空地が見られる住宅地域

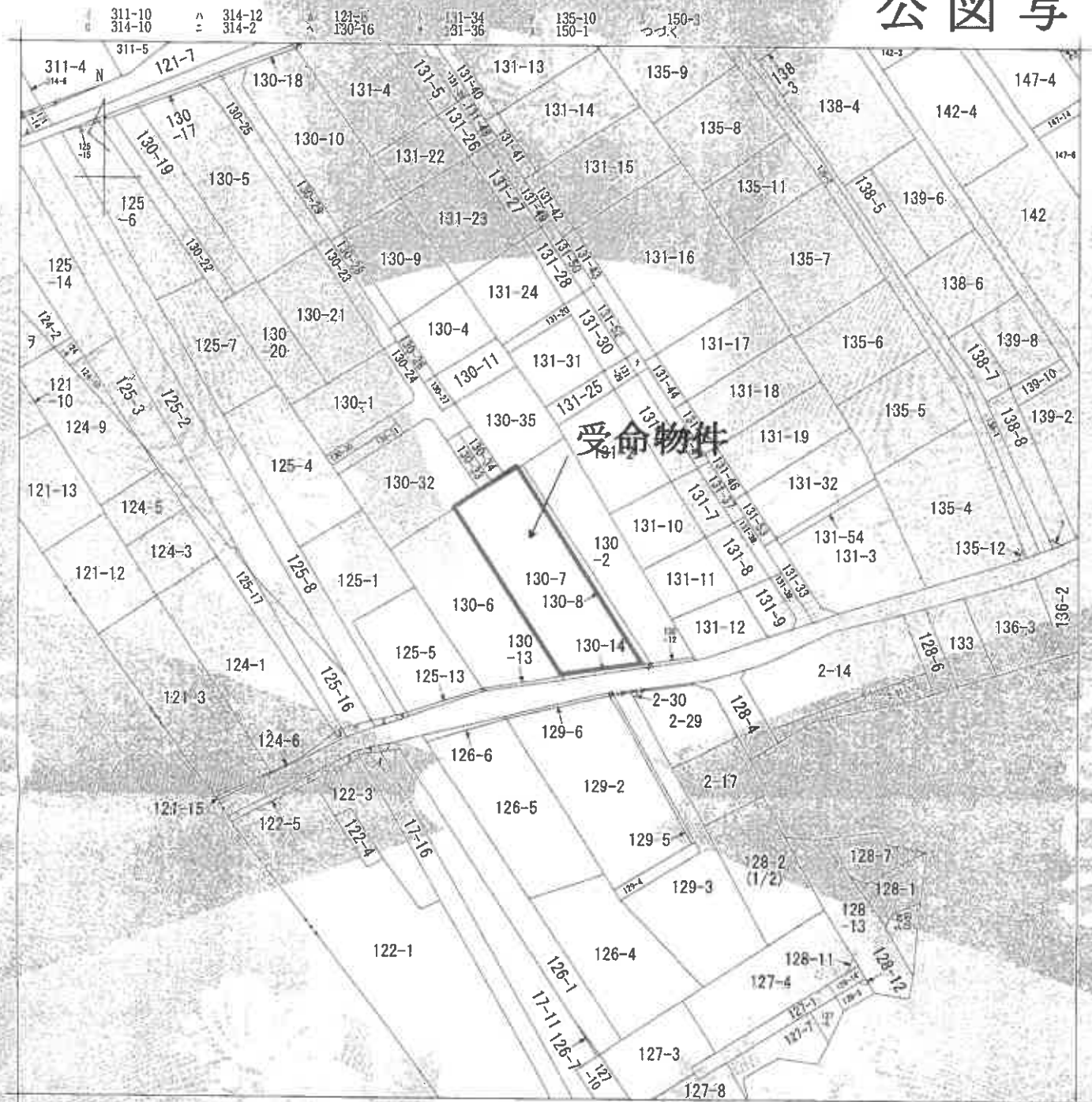
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物位置関係図
- 7 建物間取図

以 上



公図写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の縮略を記載した図面です。



請求分	所在	秋田市英島六丁目				地番	130番7			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和47年12月1日				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年5月27日
秋田地方務局

請求番号：27-1
(1/2)

登記官

A3判をA4判
(約70%)に縮小

登記年月日：昭和60年11月29日

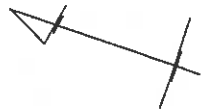
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年5月27日 秋田地方法務局

312443

地積測量図 1/2

地番	130-14
土地の所在	秋田市茨島六丁目

2/2



130-3

130-8

④130-7

130-6

⑤130-14

道 路

境界線の種類	境界 (測点番号)
コンクリート杭	
合成樹脂杭	

作業者	秋田市区画建設部管理課 (昭和60年9月19日作製)
-----	-------------------------------

申請人	秋田市長	縮尺	1/250
-----	------	----	-------

昭和60.11.29

A3判をA4判

(1/2)

請求番号：27-2

(約70%)に縮小

地積測量區

130-17

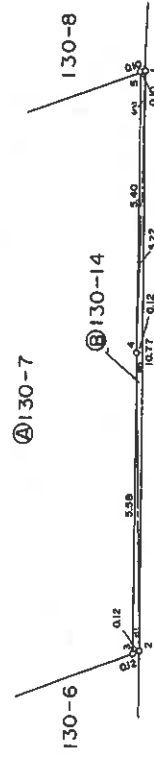
土地の所在

面 積 計 算 表

記号	底	辺	高	さ	倍	面	積	面	積
イ	5.58	0.12	0.6696						
ロ	10.77	0.12	1.2924						
ハ	5.22	0.10	0.5220						
ニ									
ホ									
ヘ									
ト									
計					2.4840	1.2420	地	積	$1.24 m^2$

$$326.00 - 1.2420 = 324.7580$$

地 積	324.75 m ²
-----	-----------------------



興 起

境界線の種類	境界 (測点番号)
コンクリート杭	
合成樹脂杭	
会 展 場	1 - 3

作製者 秋田市役所建設部管理課 (昭和60年9月15日作製)

秋田県

人
類
母

民

001

S60.16 印 A4判

(2/2)

請求番号：27-2

AVT-2A型
(約70%)に縮小

登記年月日：平成23年11月30日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年5月27日 秋田地方方法務局

登記官

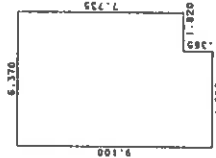
請求番号：27-3

各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号	130番7
建物の所在	秋田市沢島六丁目130番地7

1階

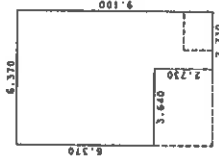


求積表

$4.550 \times 9.100 = 41.405000$
 $1.820 \times 7.735 = 14.077700$

合計 55.482700
床面積 55.48 m²

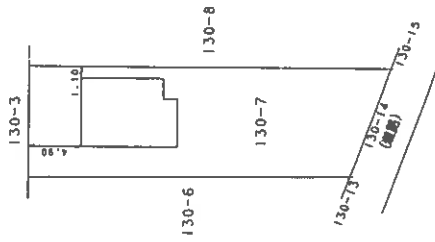
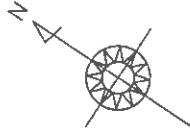
2階



求積表

$3.640 \times 6.370 = 23.186800$
 $2.750 \times 9.100 = 24.843000$

合計 48.029800
床面積 48.02 m²



作成者 秋田市山王
土地家屋調査士
(平成23年11月2日)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

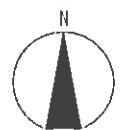
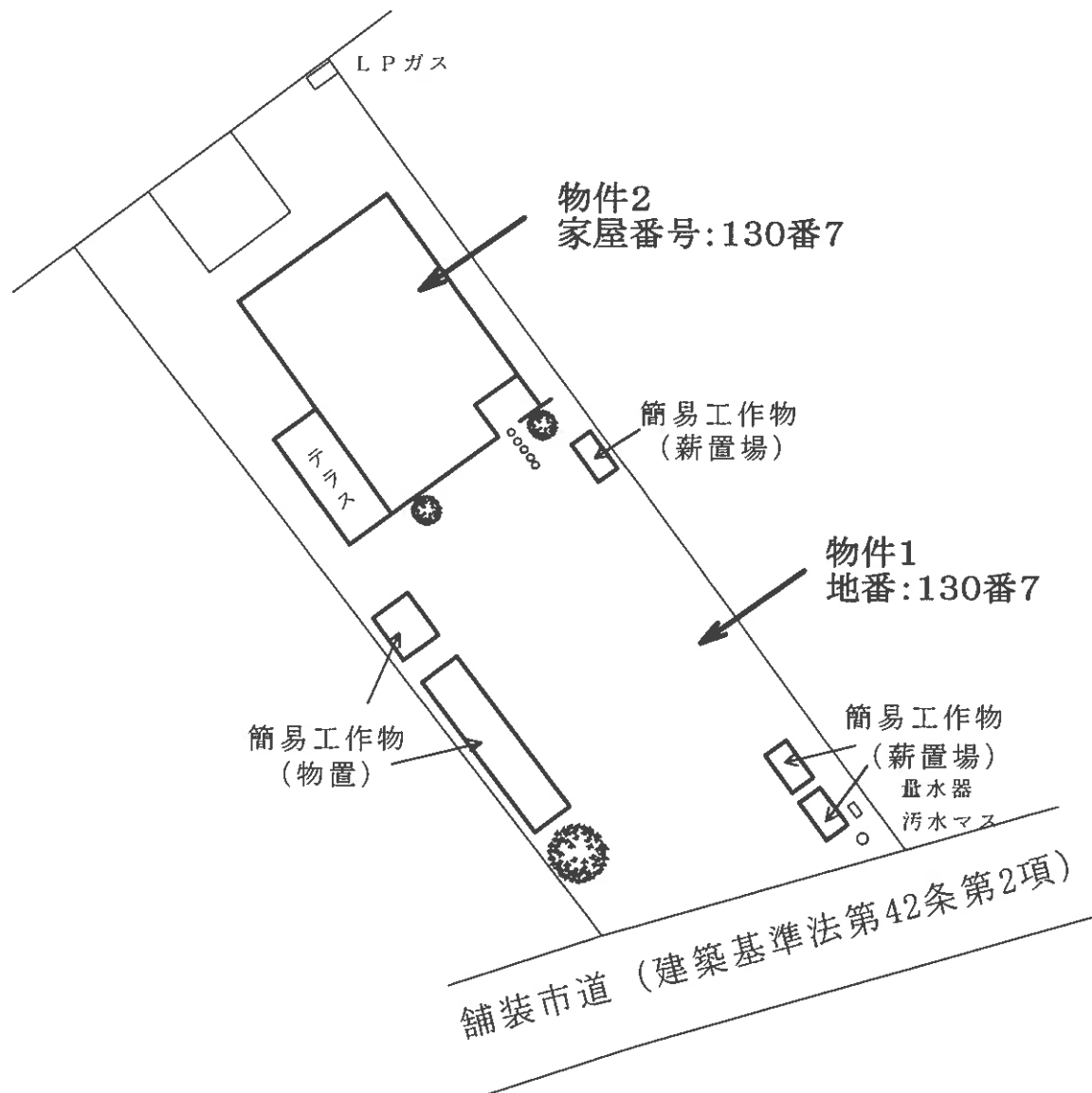
A3判をA4判
(約70%)に縮小

物件1・2土地建物位置関係図

令和7年(ケ)第23号

秋田市茨島六丁目130番7

家屋番号:130番7



縮尺: 1/250

物件2建物間取図

令和7年(ケ)第23号

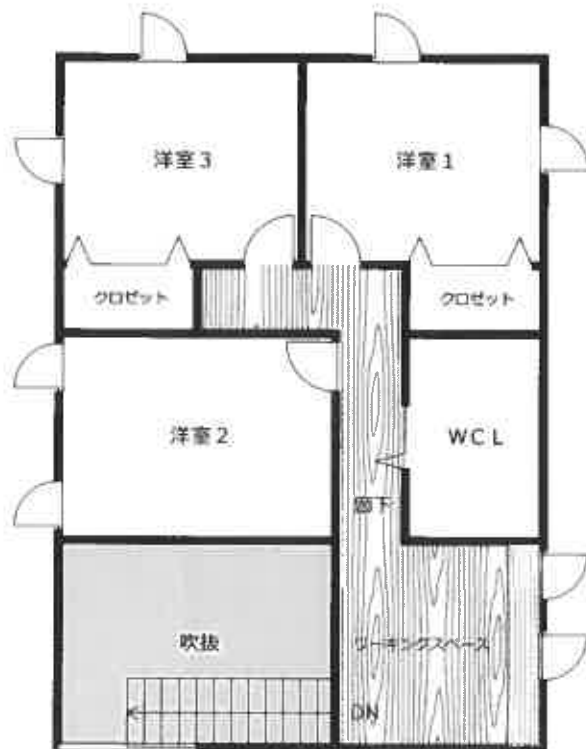
秋田市茨島六丁目130番地7

家屋番号:130番7

1 階



2 階



縮尺:1/100